

令和4年度奄美市プレミアム商品券加盟店取り扱い規約

奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会

(発行の種類)

第1条 令和4年度に発行する奄美市プレミアム商品券の名称は、「くらし応援ほーらしゃ券」とする。

(使用期間)

第2条 商品券を加盟店舗で使用できる期間は、令和4年10月4日(火)から令和5年1月31日(火)までとする。

(換金期限)

第3条 商品券を指定金融機関で換金できる期間は、令和4年10月4日(火)から令和5年2月15日(水)までとする。

2 第1項の期間を過ぎた後は、換金することができない。

(換金の方法)

第4条 使用された商品券については、指定金融機関に共通商品券換金申込書を添えて、直接持ち込むものとする。なお、換金額は、商品券1枚あたり500円とする。また、共通商品券換金申込書には、加盟店舗の負担において印紙を貼付しなければならない。

2 指定金融機関は、奄美大島信用金庫及び奄美信用組合の奄美市内の本支店とする。(※)

3 指定金融機関から加盟店口座振り込みについては、第1項の持ち込んだ日から4営業日以内とする。なお、年末の振り込みについては、各金融機関において定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会に直接換金を申し込むことができる。

(※) 奄美大島信用金庫本店・永田橋支店・古田支店・長浜支店・あさひ支店・笠利支店
奄美信用組合本店・小浜支店・永田橋支店・長浜支店・笠利支店

上記の加盟店取り扱い規約のほか、「令和4年度奄美市プレミアム商品券発行事業規約」を確認のうえ、加盟店申請を行ってください。(下記は、「令和4年度奄美市プレミアム商品券発行事業規約」より、加盟店関連のものを抜粋。改定箇所は網掛けにしております)

(商品券の利用制限)

第5条 商品券の利用制限について、次のような場合には利用できない。

- (1) 商品券を現金化すること及びこれに類する行為
- (2) 第三者への売却
- (3) 加盟店における自社商品、自店舗商品の購買
- (4) 換金性の高いもの(印紙、切手、はがき、宝くじ、プリペイドカード、ギフト券等)の購入
- (5) タバコの購入
- (6) 電子マネーへのチャージ
- (7) 商品等の仕入目的による購入及び利用
- (8) 公序良俗に反する行為
- (9) 商品券を担保に供し、質入れすること
- (10) 出資及び債務の弁済を内容とする取引

- (11) 国や地方公共団体、公共料金等の支払い
- (12) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (13) 加盟店以外での使用や、すでに使用されたものの使い直し
- (14) 偽造等により自ら作成した商品券を使用すること
- (15) その他商品券発行事業の目的に反する行為等、実行委員会が不相当と認めるもの

(使用者の責務)

第7条 使用者が購入した商品券を、返品、現金又は他の商品券との交換、販売及び担保に供することは、できないものとする。

- 2 使用者が商品券で購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 使用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、使用者の責務とする。ただし、災害等の不可抗力による場合は、この限りではない。

(返還請求等)

第8条 使用者が不正等を目的として、第5条各号の行為を行った場合は、プレミアム相当額の返還請求、又は損害金の請求を行うことがある。

(加盟店の資格及び義務)

第9条 加盟店の資格は、奄美市内に本店及び本社を置く事業所とする。

- 2 使用期間中に、消費者が商品券で物品を購入またはサービスの提供を受けようとする場合、商品券の提示を受けた加盟店は、商品券の額面金額に応じて現金同様の取り扱いをしなければならない。ただし、つり銭は支払わない。
- 3 使用された商品券については、速やかに裏面に座版等を用いて事業所名を記入するものとする。すでに事業所名の記入がある場合は、受け取りを拒否する。
- 4 使用された商品券については、指定金融機関に持ち込むまでの間、加盟店舗の責任において保管しなければならない。
- 5 購入した商品券での直接換金、商品仕入れ等には使用しないこと。
- 6 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は堅く禁ずる。
- 7 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は加盟店の責務とする。
- 8 実行委員会が行う調査へ協力すること。
- 9 その他、本事業の目的に反するような行為はできない。

(加盟店資格の喪失等)

第10条 本規約に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し、損害金の請求等を行うことがある。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。